

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|-------------------------|------------|
| 件名 | 児童・生徒・幼児、教職員健康診断業務委託 | No.5200273 |
| 工（納）期 | 令和 6年 3月 31日 | |
| 契約締結日 | 令和 5年 4月 1日 | |
| 契約金額 | 推定総額 54,558,905円（消費税込み） | |

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 契約相手方 | 一般社団法人 荒川区医師会 (法人番号：1011505000458) |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 |
| 備考 | 複数単価契約 |

業者選定理由書

| | |
|-------------|---|
| 件名 | 児童・生徒・幼児、教職員健康診断業務委託 |
| 指名業者 (案) | 名称 一般社団法人 荒川区医師会 所在地 東京都荒川区西日暮里六丁目5番3号 代表者 土屋 譲 |
| 特命理由 | <p>本件は、学校保健安全法に基づいて実施される児童・生徒・幼児、教職員の定期健康診断及び就学・就園時の健康診断業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記法人は、学校医を含む区内医療機関の医師で構成されており、各検診科目の専門医師による協力体制のもと、一次検査から精密検査までの一連の診断を行うことができるほか、学校医相互の協力体制のもと、健康診断結果に基づく保健指導、健康相談及び事後処置等の指導・助言についても行うことができる。</p> <p>② 再検査または精密検査等が必要となった場合についても、区内の身近な医療機関での受診が可能となるため、受診者の利便性を図ることができる。</p> <p>③ 履行状況が良好である。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p> |
| その他 特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |